

令和7年12月8日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】 1

【改正箇所】 第4章第2節第3（3）技能実習生の基準に関するもの

改正	現行
<p>○ 規則第10条第2項第3号への「国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること」については、送出国の公的機関が作成した推薦状を技能実習生ごとに提出することが必要となります（別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは可能です。）。</p> <p>ただし、二国間取決めを作成している国のうち、インド、フィリピン、<u>バングラデシュ</u>、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、<u>東ティモール</u>については、その取決めに基づき、当該推薦状の発行はされないため、提出は不要です。</p>	<p>○ 規則第10条第2項第3号への「国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること」については、送出国の公的機関が作成した推薦状を技能実習生ごとに提出することが必要となります（別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは可能です。）。</p> <p>ただし、二国間取決めを作成している国のうち、インド、フィリピン（追加）、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ（追加）については、その取決めに基づき、当該推薦状の発行はされないため、提出は不要です。</p>

【通し番号】 2

【改正箇所】 第4章第2節第3（7）講習の基準に関するもの

改正	現行
<p>(7) 講習の基準に関するもの (略)</p> <p>○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の機関、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ <u>入国後講習を開始する際に、技能実習生に対して、アプリ版技能実習生手帳のインストール方法を案内してください（技能実習生がスマートフォン等電子端末を所持している場合には、常に最新バージョンの技能実習生手帳が確認できるアプリ版のインストールを推奨します。）。</u>なお、実際に講義で使用する技能実習生手帳は、冊子版のほか、電子データ版を印刷したもの、アプリ版のいずれを使用しても差し支えありません。</p> <p>○ 各科目における留意点は次に記載するところです。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略) <u>(削除)</u></p>	<p>(7) 講習の基準に関するもの (略)</p> <p>○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の機関、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (追加)</p> <p>○ 各科目における留意点は次に記載するところです。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略) <u>※ 講義で使用する技能実習生手帳は、冊子版のほか、電子データ版を印刷したもの、スマートフォン向けアプリ版のいずれを使用しても差し支えありません。</u></p>

<p>【留意事項】 (略)</p> <p>【用語の解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習生手帳 技能実習生手帳は、技能実習生が日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるよう技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、出入国及び労働関係法令のほか、行政相談窓口の案内など、技能実習生に役に立つ情報を分かりやすくまとめ、技能実習生の母国語に翻訳した上で、技能実習生の入国時に入国審査官を介して配付されているものです。技能実習生手帳については、機構のHPに公表していますので御活用ください。 なお、最新の技能実習生手帳をいつでも、どこでも見ることができるアプリ版<u>技能実習生手帳もあります</u>ので、御活用ください。 	<p>【留意事項】 (略)</p> <p>【用語の解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習生手帳 技能実習生手帳は、技能実習生が日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるよう技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、出入国及び労働関係法令のほか、行政相談窓口の案内など、技能実習生に役に立つ情報を分かりやすくまとめ、技能実習生の母国語に翻訳した上で、技能実習生の入国時に入国審査官を介して配付されているものです。技能実習生手帳については、機構のHPに公表していますので御活用ください。 なお、最新の技能実習生手帳をいつでも、どこでも見られるようスマートフォン向けアプリを開発しておりますので、同アプリも併せて御活用ください。
---	---

【通し番号】 3

【改正箇所】 第4章第2節第3（7）講習の基準に関するもの

改正	現行
<p>(7) 講習の基準に関するもの (略)</p> <p>○ 各科目における留意点は次に記載する とおりです。</p> <p>① (略) ② (略) ③ 出入国又は労働に関する法令の規定に 違反していることを知ったときの対応方 法その他技能実習生の法的保護に必要な 情報（専門的な知識を有する者（第一号 団体監理型技能実習に係るものである場 合にあっては、申請者又は監理団体に所 属する者を除く。）が講義を行うものに限 る。）</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれてい なければなりません。講義では、以下の 事項について技能実習生手帳の該当部分 を示し、また、出入国在留管理庁作成の 広報動画を活用するなど、わかりやすく 説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習法令、入管法令、労働関係法令 に関する知識 ・ 実習実施者や監理団体等が技能実習法 令等の規定に違反していることを知ったと きの対応方法（申告・相談） ・ 労働基準関係法令違反の申告・相談先で ある労働基準監督署等の行政機関への連絡 方法（※申告による不利益取扱いの禁止に 係る事項を含む） ・ 賃金未払に関する立替払制度や休業補 償制度、労働安全衛生や労働契約に関する 知識 ・ <u>社会保険に関する事項（加入と保険料納 付の義務、社会保険の種類と給付、社会保 険の対象となる従業員、社会保険料の額、 厚生年金又は国民年金の脱退一時金の請求 手続）</u> ・ <u>労働保険（労災保険及び雇用保険）に關 する事項</u> 	<p>(7) 講習の基準に関するもの (略)</p> <p>○ 各科目における留意点は次に記載する とおりです。</p> <p>① (略) ② (略) ③ 出入国又は労働に関する法令の規定に 違反していることを知ったときの対応方 法その他技能実習生の法的保護に必要な 情報（専門的な知識を有する者（第一号団 体監理型技能実習に係るものである場合 にあっては、申請者又は監理団体に所属 する者を除く。）が講義を行うものに限 る。）</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれてい なければなりません。講義では、以下の事 項について技能実習生手帳の該当部分を 示し、また、出入国在留管理庁作成の広報 動画を活用するなど、わかりやすく説明 してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習法令、入管法令、労働関係法令 に関する知識 ・ 実習実施者や監理団体等が技能実習法 令等の規定に違反していることを知ったと きの対応方法（申告・相談） ・ 労働基準関係法令違反の申告・相談先で ある労働基準監督署等の行政機関への連絡 方法（※申告による不利益取扱いの禁止に 係る事項を含む） ・ 賃金未払に関する立替払制度や休業補 償制度、労働安全衛生や労働契約に関する 知識 ・ <u>国民年金又は厚生年金の脱退一時金・医 療保険の手続</u>

<ul style="list-style-type: none"> <u>・ 所得税及び住民税に関する事項</u> ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止 <u>・ 労働基準法に定める妊娠・出産した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、育児・介護休業法に定める育児休業</u> ・「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識、技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法、「実習先変更希望の申出書」（参考様式 1-44 号）を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識 <u>・ その他、入管法の手続</u> ・ 外国人技能実習機構や監理団体の相談窓口 ※（略） ※（略） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、<u>労働基準法に定める妊娠・出産した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、育児・介護休業法に定める育児休業</u> ・「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識、技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法、「実習先変更希望の申出書」（参考様式 1-44 号）を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識 <u>・ その他、雇用保険や医療保険の切り換え手続、入管法の手続</u> ・ 外国人技能実習機構や監理団体の相談窓口 ※（略） ※（略）
--	---

【通し番号】 4

【改正箇所】 第4章第2節第8技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの、第10技能実習生の待遇に関するもの

改正	現行
<p>第4章 技能実習計画の認定等 第1節（略） 第2節 技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条） 第1～第7（略）</p> <p>第8 技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの</p> <p>○ 技能実習生が技能等を適正に修得等をするためには、事業所の設備が整っていることが欠かせません。「必要な機械、器具その他の設備」については、技能実習生に行わせる業務により異なるものですが、移行対象職種・作業として実習を行う場合には、その移行対象職種・作業の技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例、技能検定等の実技試験過去問題等を参照し、記載のある機械、器具等を用いて技能等の修得等を行わせることが推奨されます。</p> <p>○ <u>また、技能実習生をはじめとする労働者の労働災害や健康障害を防止するため、労働安全衛生関係法令やガイドライン等において、事業者が講じなければならない措置が定められています。技能実習計画認定申請の前に、実習内容に応じた労働安全衛生関係法令等の内容を確認し、確実に法定の措置を講じてください。その上で、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる可能性がある場合は、技能実習生になろうとする者に対して、入国前（技能実習に係る雇用契約締結前）に石綿の有害性及び健康障害防止のために講ずる措置等について、母国語で丁寧に説明してください。</u></p> <p>○ <u>なお、技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ること</u></p>	<p>第4章 技能実習計画の認定等 第1節（略） 第2節 技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条） 第1～第7（略）</p> <p>第8 技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの</p> <p>○ 技能実習生が技能等を適正に修得等をするためには、事業所の設備が整っていることが欠かせません。「必要な機械、器具その他の設備」については、技能実習生に行わせる業務により異なるものですが、移行対象職種・作業として実習を行う場合には、その移行対象職種・作業の技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例、技能検定等の実技試験過去問題等を参照し、記載のある機械、器具等を用いて技能等の修得等を行わせることが推奨されます。</p> <p>（新設）</p> <p>○ <u>また、技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ること</u></p>

とができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

- 技能実習を行わせる事業所の設備の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機関のHP等により周知します。

第9（略）

第10 技能実習生の待遇に関するもの

- 実習実施者又は監理団体は、技能実習生に対し待遇を説明するに際して、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）等を提示した上で説明してください。技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、可能な限り通訳人をつけるなどし、直接、実習実施者又は監理団体の職員が技能実習生の言語で内容を詳細に説明（オンラインによる方法を含む。）した上で、技能実習生の理解を確実に得るようにしてください。その際、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成する必要があります。

- 技能実習生の待遇が変更となる場合にも、技能実習生に対し変更内容を説明の上、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成し、実習実施者において保管する必要があります。

- なお、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式1-19号）は、技能実習計画認定申請や技能実習計画軽微変更届出においては提出不要ですが、実習実施者において保管する必要があります。

ただし、実習中に石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる可能性がある場合は、入国前（技能実習に

とができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

- 技能実習を行わせる事業所の設備の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機関のHP等により周知します。

第9（略）

第10 技能実習生の待遇に関するもの

- 実習実施者又は監理団体は、技能実習生に対し待遇を説明するに際して、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）等を提示した上で説明してください。技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、可能な限り通訳人をつけるなどし、直接、実習実施者又は監理団体の職員が技能実習生の言語で内容を詳細に説明（オンラインによる方法を含む。）した上で、技能実習生の理解を確実に得るようにしてください。その際、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成する必要があります。

- 技能実習生の待遇が変更となる場合にも、技能実習生に対し変更内容を説明の上、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成し、実習実施者において保管する必要があります。

- なお、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式1-19号）は、技能実習計画認定申請や技能実習計画軽微変更届出においては提出不要ですが実習実施者において保管する必要があります。

係る雇用契約締結前）に、当該業務に従事する場合の留意点及び労災保険給付について、技能実習生になろうとする者に対して、母国語で丁寧に説明し、確実に理解を得た上で、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について（参考様式第1-47号）を作成し、技能実習計画認定申請書及び技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）と併せて提出してください。
また、技能実習の途中で当該業務に従事させることになった場合については、技能実習計画の変更認定を受ける（ただし、令和7年12月8日以前に認定を受けているものであって、既に実習を開始し当該業務に継続して従事させる場合については軽微変更届出書を提出する）必要があります。その場合は、当該業務に従事する場合の留意点及び労災保険給付について、技能実習生に対して母国語で丁寧に説明し、理解を確実に得た上で、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について（参考様式第1-47号）を作成し、技能実習計画変更認定申請書（又は技能実習計画軽微変更届出書）及び技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）と併せて提出してください。

※ 実習中に石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる可能性がある場合は、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）の「その他」において、「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがあります。」と記載してください。

※ 実習中に石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる可能性がある場合は、実習実施者には、技能実習生の健康障害を防止するための措置を講ずるほか、技能実習生の健康管理のための健康診断を実施する義務があること、また、技能実習生には、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなどのルールを守って技能実習を行うほ

か、実習実施者が実施する健康診断を受ける義務があることについて、入国前（技能実習に係る雇用契約締結前）に入念に説明してください。

※ 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができることのほか、技能実習生が母国に帰国した場合であっても請求することができる点についても併せて説明してください。

- 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式 1-19 号）については、電子データでの保管も可能です。

（1）～（7）（略）

- 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式 1-19 号）については、電子データでの保管も可能です。

（1）～（7）（略）

【通し番号】 5

【改正箇所】第4章第4節 技能実習計画の変更（技能実習法第11条）

改正						
		計画記載事項	変更認定	届出	添付書類	特記事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 2 実習実施予定表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	月・時間数 (削除)	【月ごとの時間外労働等の合計時間数を、80時間を超えて延長しようとする場合】	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したもの添付書類として届け出ることでも差し支えない ・36協定の写し ・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料 	<p>・時間外労働等は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。</p> <p>※36協定で定める月及び年の時間外労働等の時間数（特別条項適用時）の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。</p> <p>※技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。</p> <p>※「月」の始期が、技能実習計画と36協定で異なる場合は、36協定における始期としてください。 (例：36協定では毎月1日を始期としており、4月15日から技能実習を開始した場合、5月1日からの1か月で45時間を超える場合には、後記のとおり届出が必要。)</p>

			<u>【月ごとの時間外労働の時間数を、45時間を超えて延長しようとする場合】</u>	×	○	同上	<ul style="list-style-type: none"> 1年単位の変形労働時間制を導入している場合は、月ごとの時間外労働の時間数を、42時間を超えて延長する場合に届出が必要です。
			<u>【月ごとの合計時間数を、80時間以上短縮する場合】</u>	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したもの添付書類として届け出ることでも差し支えない。 	(削除)
		業務ごとの合計時間数の変更	<u>【50%以上変更する場合】</u>	○	×	同上	<ul style="list-style-type: none"> 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 なお、法第9条第2号（規則第10条第2項第2号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。

				【 25 % 以 上 50 % 未 満 変 更 す る 場 合】	×	○	同上	<ul style="list-style-type: none"> 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 なお、法第9条第2号（規則第10条第2項第2号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。
		年 間 合 計 時 間 数 の 変 更		【 50 % 以 上 変 更】	○	×	添付資料につ いては、前記 7「技能実習 の期間及び時 間数」の2「実 習時間数」に 同じ	<ul style="list-style-type: none"> 年間の合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。
				【 25 % 以 上 50 % 未 満 変 更】	×	○		<ul style="list-style-type: none"> 年間の合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。

現行						
		計画記載事項	変更認定	届出	添付書類	特記事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 2 実習実施予定表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	【(追加) 80時間 を超えて 延長しよ うとする 場合】	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 ・36協定の写し ・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料 	<p>・時間外労働等は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。</p> <p>※36協定で定める月及び年の時間外労働等の時間（追加）（特別条項適用時）の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。</p> <p>※技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。</p> <p>※「月」の始期が、技能実習計画と36協定で異なる場合は、36協定における始期としてください。</p> <p>（例：36協定では毎月1日を始期としており、4月15日から技能実習を開始した場合、5月1日からの1か月で45時間を超える場合には、後記のとおり届出が必要。）</p>

月ごとの時間外労働等の合計時間数の変更

			【(追加) 45時間を超えて延長しようとする場合】	×	○	同上	・1年単位の変形労働時間制を導入している場合には、月 (追加) 42時間を超えて延長する場合に届出が必要です。
			【(追加) 80時間以上短縮する場合】	×	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。	・ <u>月ごとの合計時間数を80時間以上短縮する場合には届出が必要。</u>
			業務ごとの合計時間数 【50%以上変更する場合】	○	×	同上	・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・なお、法第9条第2号（規則第10条第2項第2号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。

		の 変 更	【25%以 上 50%未 満変更す る場合】	×	○	同上	<ul style="list-style-type: none"> 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 なお、法第9条第2号（規則第10条第2項第2号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。
年 間 合 計 時 間 数 の 変 更	【50%以 上変更】	○	×	添付資料につ いては、前記 7「技能実習 の期間及び時 間数」の2「実 習時間数」に 同じ	<ul style="list-style-type: none"> 年間の合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 		
	【25%以 上 50%未 満変更】	×	○		<ul style="list-style-type: none"> 年間の合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 		

【通し番号】 6－1

【改正箇所】 第4章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第19条）

改正	現行
<p>○ 団体監理型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我(労災を含む。)の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、速やかに監理団体に通知しなければなりません。通知を受けた監理団体は、技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく提出しなければなりません（法第33条）。</p> <p>○ <u>これらの「技能実習を行わせることが困難となった場合」には、以下の場合も含まれます（ウの場合は、第2号技能実習終了後の一時帰国による場合を除く）。</u></p> <p>ア <u>計画上の入国後講習開始日前に入国した場合で、当該開始日から1ヶ月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p>イ <u>計画上の入国後講習開始日以降に入国した場合で、入国日から1ヶ月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p>ウ <u>入国後講習終了日又は在留資格変更許可日から1ヶ月を超える期間が経過しても実習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p>○ <u>技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が発生してから1か月以内に、当該事由が解消されて実習を再開する場合は、技能実習が困難となった理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出して再開してください（技能実習計画の変更認定手続は不要です。）。この場合、技能実習の実施が困難であった期間も技能実習期間に含まれます。その結果、月ごとの合計時間数を80時間以上減少するこ</u></p>	<p>○ 団体監理型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我(労災を含む。)の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、速やかに監理団体に通知しなければなりません。通知を受けた監理団体は、技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく提出しなければなりません（法第33条）。</p> <p>(新設)</p>

となる場合等、軽微な変更に当たる場合には、軽微変更届出書も提出してください（第4章第4節「技能実習計画の変更（技能実習法第11条）」参照）。実習を再開する場合、人数枠に係る基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。

○ 技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が、当該事由が発生してから1か月を超える期間が経過した後に解消され、実習を再開する場合は、再開前に技能実習計画の変更認定手続が必要です。技能実習計画変更認定申請の際は、申請者の概要書（参考様式第1-1号）及び技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出することが必要となります。この場合、中断期間は技能実習期間に含まれません。

○ なお、技能実習生が転籍を希望しており、転籍を認め得るやむを得ない事情が存在する場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。

○ 技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）によって転籍希望の申出を受けた企業単独型実習実施者又は実習実施者から同申出書の写しの提出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」（第4章第2節第3（3）参照。）があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります（第5章第10節参照。）。

○ 技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）によって転籍希望の申出を受けた企業単独型実習実施者又は実習実施者から同申出書の写しの提出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」（第4章第2節第3（3）参照。）があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります（第5章第10節参照。）。

【通し番号】 6－2

【改正箇所】 第5章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）

改正	現行
<p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p> <p>※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機関の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります（規則第52条第2号、P204参照。）。</p> <p>○ <u>これらの「技能実習を行わせることが困難となった場合」には、以下の場合も含まれます。（ウの場合は、第2号技能実習終了後の一時帰国による場合を除く）</u></p> <p><u>ア 計画上の入国後講習開始日前に入国した場合で、当該開始日から1か月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p><u>イ 計画上の入国後講習開始日以降に入国した場合で、入国日から1か月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p><u>ウ 入国後講習終了日又は在留資格変更許可日から1か月を超える期間が経過しても実習を開始できない事情が生じた場合</u></p> <p>○ <u>技能実習実施困難時届出書を出した後、困難となった事由が発生してから1か月以内に、困難となった事由が解消さ</u></p>	<p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p> <p>※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機関の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります（規則第52条第2号、P204参照。）。</p> <p>(新設)</p>

れて実習を再開する場合は、技能実習が困難となった理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出して再開してください（技能実習計画の変更認定手続は不要です。）。この場合、技能実習の実施が困難であった期間も技能実習期間に含まれます。その結果、月ごとの合計時間数を 80 時間以上減少することになる場合等、軽微な変更に当たる場合には、軽微変更届出書も提出してください（第 4 章第 4 節「技能実習計画の変更（技能実習法第 11 条）」参照）。
実習を再開する場合、人数枠に係る基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。

○ 技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が、当該事由が発生してから 1 か月を超える期間が経過した後に解消され、実習を再開する場合には、再開前に技能実習計画の変更認定手続が必要です。技能実習計画変更認定申請の際は、申請者の概要書（参考様式第 1-1 号）及び技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出することが必要となります。この場合、中断期間は技能実習期間に含まれません。ただし、中断期間中も関係法令に従い団体監理型実習実施者への監査を行う必要がある点に留意してください。

○ なお、技能実習生が転籍を希望しており、転籍を認め得るやむを得ない事情が存在する場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第 51 条）。

○ 監理団体は、

- ・ 技能実習生が途中帰国することとなる場合：帰国日前まで
- ・ それ以外の理由で技能実習を行わせることが困難になった場合：困難になった

○ 監理団体は、

- ・ 技能実習生が途中帰国することとなる場合：帰国日前まで
- ・ それ以外の理由で技能実習を行わせることが困難になった場合：困難になった事由が発生してから 2 週間以内

事由が発生してから2週間以内に、技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。提出を怠ったにもかかわらず機構の指導に従わなかった場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第3号及び第8号）。	に、技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。提出を怠ったにもかかわらず機構の指導に従わなかった場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第3号及び第8号）。
--	--

【通し番号】 7－1

【改正箇所】 第2章第1節第2 技能実習計画の認定制

改正	現行
<p>第2 技能実習計画の認定制 (略)</p> <p>また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」(法第9条第10号)が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です（第4章第2節第3（1）「修得等をさせる技能等の基準に関するもの」参照）。</p> <p>なお、複数職種・作業による技能実習（第4章第2節第13「複数の職種及び作業に関するもの」参照）、複数法人による技能実習（第4章第1節第1「技能実習計画の認定（技能実習法第8条第1項）」参照）が可能となっています。</p> <p>認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。</p>	<p>第2 技能実習計画の認定制 (略)</p> <p>また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」(法第9条第10号)が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です（P4_8 参照）。</p> <p>なお、複数職種・作業による技能実習（P1_3_4 参照）、複数法人による技能実習（P3_6 参照）が可能となっています。</p> <p>認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。</p>

【通し番号】 7－2

【改正箇所】 第2章第2節第1 監理団体の許可の流れ 表「届出・報告一覧（監理団体）」

改正

届出・報告一覧（監理団体）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後遅滞なく	本部事務所の審査課	実習監理する実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上、事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失、ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第5章第10節「技能実習実施困難時の届出等」（削除）を参照。
2	監査報告書（省令様式第22号）	監査対象実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	監査実施日から2か月以内（臨時監査の一部事案は2週間以内）		監理団体は3か月に1度以上の頻度で（実習実施者に実習認定の取消し事由に該当する行為があったときは直ちに）実習実施者に対する監査を省令で定められた方法で行い、その結果を2ヶ月以内に報告するもの。なお、技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事案は臨時監査実施後2週間以内の報告が必要。 ※第5章第19節「監査報告及び事業報告」（削除）及び第5章第2節第2(2)「臨時監査に関するもの」（削除）を参照。
3	許可取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3-3号）	監理団体の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		許可の取消し事由（法第37条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第5章第2節第2(11)「二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの」（削除）を参照。
4	変更届出書（省令様式第17号）		変更事由発生後1か月以内		監理団体許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に変更の届出が必要。なお、変更が許可証の記載事項に該当する場合は、5番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節第27「変更の届出に関する事項」（削除）を参照。
5	変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）		変更事由発生後1か月以内		4番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当する場合には、この変更届出書及び許可証書換申請書が必要。
6	事業廃止届出書（省令様式第19号）		廃止予定の1か月前		監理事業を廃止したときは、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証の返納が必要。 監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ないが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等のないように保管。 ※第5章第11節「事業の休廃止」（削除）を参照。
7	事業休止届出書（省令様式第19号）		休止予定日の1か月前		7番の届出書を提出したものについて再開する場合に届出が必要。
8	事業再開届出書（参考様式第3-2号）		再開予定日の1か月前		監理事業を行う事業所ごとに作成する。なお、許可区分が一般監理事業の場合は、優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）の添付が必要。 ※第5章第19節「監査報告及び事業報告」（削除）を参照。
9	事業報告書（省令様式第23号）		毎年4月から5月末日まで		

現行

届出・報告一覧（監理団体）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後遅滞なく	本部事務所の審査課	実習監理する実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上、事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失、ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第5章第10節「技能実習実施困難時の届出等」（P287）を参照。
2	監査報告書（省令様式第22号）	監査対象実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	監査実施日から2か月以内（臨時監査の一部事案は2週間以内）		監理団体は3か月に1度以上の頻度で（実習実施者に実習認定の取消し事由に該当する行為があったときは直ちに）実習実施者に対する監査を省令で定められた方法で行い、その結果を2ヶ月以内に報告するもの。なお、技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事案は臨時監査実施後2週間以内の報告が必要。 ※第5章第19節「監査報告及び事業報告」（P310）及び第5章第2節第2(2)「臨時監査に関するもの」（P204）を参照。
3	許可取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3-3号）	監理団体の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		許可の取消し事由（法第37条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第5章第2節第2(11)「二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの」（P214）を参照。
4	変更届出書（省令様式第17号）		変更事由発生後1か月以内		監理団体許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に変更の届出が必要。なお、変更が許可証の記載事項に該当する場合は、5番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節第27「変更の届出に関する事項」（P281）を参照。
5	変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）		変更事由発生後1か月以内		4番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当する場合には、この変更届出書及び許可証書換申請書が必要。
6	事業廃止届出書（省令様式第19号）		廃止予定の1か月前		監理事業を廃止したときは、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証の返納が必要。 監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ないが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等のないように保管。 ※第5章第11節「事業の休廃止」（P291）を参照。
7	事業休止届出書（省令様式第19号）		休止予定日の1か月前		7番の届出書を提出したものについて再開する場合に届出が必要。
8	事業再開届出書（参考様式第3-2号）		再開予定日の1か月前		監理事業を行う事業所ごとに作成する。なお、許可区分が一般監理事業の場合は、優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）の添付が必要。 ※第5章第19節「監査報告及び事業報告」（P310）を参照。
9	事業報告書（省令様式第23号）		毎年4月から5月末日まで		

【通し番号】 7－3

【改正箇所】 第2章第2節第2 第1号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）

表「届出・報告一覧（実習実施者）」

改正

届出・報告一覧（実習実施者）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）		変更事由発生後1か月以内		軽微な変更に当たる場合に届出が必要。なお、重要な変更の場合には技能実習計画変更認定の申請が必要。 ※第4章第4節「技能実習計画の変更」（削除）を参照。
2	実習実施者届出書（省令様式第7号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	技能実習開始後遅滞なく		初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合の1回のみ提出が必要。既に実習実施者届出受理書（省令様式第8号）を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第9節「実施の届出」（削除）を参照。
3	技能実習実施困難時届出書（省令様式第9号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ遅滞なく通知することが必要。		届出事由発生後遅滞なく	・持参又は郵送（対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることがができる方式に限る。） ・正本1通	実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第10節「技能実習実施困難時の届出等」（削除）を参照。
4	実習認定取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3－1号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ直ちに報告することが必要。	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		実習認定の取消し事由（法第16条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第4章第2節第7(9)「法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの」（削除）を参照。
5	実施状況報告書（省令様式第10号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	毎年4月から5月末日まで		報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書（様式自由）の提出が必要。 ※第4章第12節「実施状況報告」（削除）を参照。

現行

届出・報告一覧（実習実施者）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）		変更事由発生後1か月以内		軽微な変更に当たる場合に届出が必要。なお、重要な変更の場合には技能実習計画変更認定の申請が必要。 ※第4章第4節技能実習計画の変更（P146）を参照。
2	実習実施者届出書（省令様式第7号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	技能実習開始後遅滞なく		初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合の1回のみ提出が必要。既に実習実施者届出受理書（省令様式第8号）を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第9節実施の届出（P172）を参照。
3	技能実習実施困難時届出書（省令様式第9号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ遅滞なく通知することが必要。		届出事由発生後遅滞なく	・持参又は郵送（対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることがができる方式に限る。） ・正本1通	実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等（P173）を参照。
4	実習認定取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3－1号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ直ちに報告することが必要。	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		実習認定の取消し事由（法第16条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第4章第2節第7(9)「法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの」（P96）を参照。
5	実施状況報告書（省令様式第10号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	毎年4月から5月末日まで		報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書（様式自由）の提出が必要。 ※第4章第12節実施状況報告（P180）を参照。

【通し番号】 7－4

【改正箇所】 第2章第2節第4 第3号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）

改正	現行
<p>第4 第3号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 技能実習計画の審査・認定</p> <p>第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。</p> <p>※ 第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者（<u>第4章第2節第11「優良な実習実施者に関するもの」</u>参照）であることが必要です。</p> <p>⑤～⑧（略）</p>	<p>第4 第3号技能実習開始までの流れ（団体管理型技能実習の場合を例示）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 技能実習計画の審査・認定</p> <p>第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。</p> <p>※ 第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者（<u>P111</u>参照）であることが必要です。</p> <p>⑤～⑧（略）</p>

【通し番号】 7－5

【改正箇所】 第4章第2節第3（1） 修得等をさせる技能等の基準に関するもの

改正	現行
<p>（1）修得等をさせる技能等の基準に関するもの</p> <p>（略）</p> <p>○ 複数職種・作業による技能実習については<u>第4章第2節第13「複数の職種及び作業に関するもの」</u>を参照してください。</p> <p>（略）</p>	<p>（1）修得等をさせる技能等の基準に関するもの</p> <p>（略）</p> <p>○ 複数職種・作業による技能実習については <u>P134からP137</u> を参照してください。</p> <p>（略）</p>

【通し番号】 7－6

【改正箇所】 第4章第2節第3（7） 講習の基準に関するもの

改正	現行
(7) 講習の基準に関するもの (略) ○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 ※ 入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行いますが、必ずしも対面ではなくオンラインでの実施を可能としています（ 削除 第4章第2節第7（4） <u>「入国後講習の施設確保に関するもの」</u> （ 削除 参照（ 削除 ））。	(7) 講習の基準に関するもの (略) ○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 ※ 入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行いますが、必ずしも対面ではなくオンラインでの実施を可能としています（「第4章第2節第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの」 <u>（P90 参照）</u> ）。

【通し番号】 7－7

【改正箇所】 第4章第2節第7（2） 技能実習指導員の選任に関するもの

改正	現行
(2) 技能実習指導員の選任に関するもの (略) 【留意事項】 (略) ○ 技能実習指導員に対する講習の受講 技能実習指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。(技能実習指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素として、これを推奨するものです。詳しくは <u>第4章第2節第11「優良な実習実施者に関するもの」を参照してください。</u> (略)	(2) 技能実習指導員の選任に関するもの (略) 【留意事項】 (略) ○ 技能実習指導員に対する講習の受講 技能実習指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。(技能実習指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素として、これを推奨するものです。詳しくは <u>「優良な実習実施者に関するもの」(P111参照)</u>)。 (略)

【通し番号】 7－8

【改正箇所】 第4章第2節第7（3） 生活指導員の選任に関するもの

改正	現行
(3) 生活指導員の選任に関するもの (略) 【留意事項】 (略) ○ 生活指導員に対する講習の受講 生活指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、生活指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。 (生活指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素として、これを推奨するものです。詳しくは <u>第4章第2節第11「優良な実習実施者に関するもの」を参照してください。</u>	(3) 生活指導員の選任に関するもの (略) 【留意事項】 (略) ○ 生活指導員に対する講習の受講 生活指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、生活指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。 (生活指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素として、これを推奨するものです。詳しくは <u>「優良な実習実施者に関するもの」(P111参照)</u>)。

【通し番号】 7－9

【改正箇所】 第4章第2節第10（1） 技能実習生に対する報酬の額に関するもの

改正	現行
(1) 技能実習生に対する報酬の額に関するもの (略) ○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません（ <u>第4章第2節第3（2）「従事させる業務の基準に関するもの」</u> 参照）が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。 (略)	(1) 技能実習生に対する報酬の額に関するもの (略) ○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません（ <u>P5_2</u> 参照）が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。 (略)

【通し番号】 7－10

【改正箇所】 第5章第1節第2 申請書の記載事項（技能実習法第23条第2項）

改正	現行
第2 申請書の記載事項（技能実習法第23条第2項） (略) ○ また、外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています（ <u>第5章第2節第6「外国の送出機関に関するもの」</u> 参照）。	第2 申請書の記載事項（技能実習法第23条第2項） (略) ○ また、外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています（ <u>後述 P2_2_7</u> 参照）。

【通し番号】 7－11

【改正箇所】 第5章第2節第2（5） 外国の送出機関との契約内容に関するもの

改正	現行
(5) 外国の送出機関との契約内容に関するもの (略) ○ 外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められているところであり、監理団体は、外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結することが求められています（ <u>第5章第2節第6「外国の送出機関に関するもの」</u> 参照）。 (略)	(5) 外国の送出機関との契約内容に関するもの (略) ○ 外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められているところであり、監理団体は、外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結することが求められています（ <u>後述P227</u> 参照）。 (略)

【通し番号】 7－12

【改正箇所】 第5章第2節第2（7） 入国後講習の実施に関するもの

改正	現行
(7) 入国後講習の実施に関するもの (略) ○ 監理団体は、第1号技能実習において、技能実習生に対して入国後講習を行わせる主体となります（講習の基準については <u>第4章第2節第3（7）「講習の基準に関するもの」</u> 、入国後講習の施設確保については <u>第4章第2節第7（4）「入国後講習の施設確保に関するもの」</u> 参照）。 (略)	(7) 入国後講習の実施に関するもの (略) ○ 監理団体は、第1号技能実習において、技能実習生に対して入国後講習を行わせる主体となります（講習の基準については <u>前述P70</u> 、入国後講習の施設確保については <u>前述P90</u> 参照）。 (略)

【通し番号】 7－13

【改正箇所】 第5章第2節第8（1） 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること

改正	現行
<p>(1) 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること</p> <p>○ 監理団体は、許可を受けた後に、技能実習法に従って、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。</p> <p>○ このため、技能実習法に定める許可の要件を満たすほか、それ以外の監理団体に関わるあらゆる規定を遵守する求められますが、特に、</p> <p>① 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収すべきこと（法第28条、<u>第5章第5節「監理費（技能実習法第28条）」</u>参照）</p> <p>② 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条、<u>第5章第15節「名義貸しの禁止（技能実習法第38条）」</u>参照）</p> <p>③ 適切な監理責任者を事業所ごとに選任すべきこと（法第40条、<u>第5章第17節「監理責任者の実施等（技能実習法第40条）」</u>参照）</p> <p>といった事項は、監理団体が、技能実習法等の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること</p> <p>○ 監理団体は、許可を受けた後に、技能実習法に従って、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。</p> <p>○ このため、技能実習法に定める許可の要件を満たすほか、それ以外の監理団体に関わるあらゆる規定を遵守する求められますが、特に、</p> <p>① 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収すべきこと（法第28条、<u>P265</u> 参照）</p> <p>② 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条、<u>P298</u> 参照）</p> <p>③ 適切な監理責任者を事業所ごとに選任すべきこと（法第40条、<u>P295</u> 参照）</p> <p>といった事項は、監理団体が、技能実習法等の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。</p> <p>(略)</p>

【通し番号】 7-14

【改正箇所】 第5章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）

改正	現行
<p>第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条） (略)</p> <p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p> <p>※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機関の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります（規則第52条第2号、<u>第5章第2節第2(2)「臨時監査に関するもの」</u>参照。）。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条） (略)</p> <p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p> <p>※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機関の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります（規則第52条第2号、<u>P204</u>参照。）。</p> <p>(略)</p>

【通し番号】 7－15

【改正箇所】 第5章第16節 認定計画に従った実習監理等（技能実習法第39条）

改正	現行
<p>第16節 認定計画に従った実習監理等（技能実習法第39条） (略)</p> <p>○ また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関して規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の<u>第5章第2節</u>第2「監理団体の業務の実施に関するもの」<u>（削除）</u>に記載したとおりです。</p>	<p>第16節 認定計画に従った実習監理等（技能実習法第39条） (略)</p> <p>○ また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関して規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の「<u>第2（追加）監理団体の業務の実施に関するもの</u>」<u>（P1 98参照）</u>に記載したとおりです。</p>

【通し番号】 7－16

【改正箇所】 第5章第17節 監理責任者の設置等（技能実習法第40条）

改正	現行
<p>第17節 監理責任者の設置等（技能実習法第40条） (略)</p> <p>○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければなりません。</p> <p>※ 監理団体は、併せて、直ちに臨時監査（規則第52条第2号、<u>第5章第2節第2（2）「臨時監査に関するもの」</u>参照。）を行うことが必要となります。</p> <p>(略)</p>	<p>第16節 監理責任者の設置等（技能実習法第40条） (略)</p> <p>○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければなりません。</p> <p>※ 監理団体は、併せて、直ちに臨時監査（規則第52条第2号、<u>P204</u>参照。）を行うことが必要となります。</p> <p>(略)</p>

【通し番号】 7－17

【改正箇所】 第9章第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言等

改正	現行
<p>第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言等</p> <p>○ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って、適切に技能実習を行わせたり、監理事業を行つたりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています（法第50条、<u>第7章第1節「指導及び助言等（技能実習法第50条）」</u>参照）。</p> <p>（略）</p>	<p>第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言等</p> <p>○ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って、適切に技能実習を行わせたり、監理事業を行つたりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています（法第50条、<u>P316</u>参照）。</p> <p>（略）</p>

【通し番号】 7－18

【改正箇所】 第9章第2節 機構による実地検査

改正	現行
<p>第2節 機構による実地検査</p> <p>○ 機構において、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています（法第14条、<u>第4章第6節「報告徴収等（技能実習法第13条・第14条）」</u>参照）。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 機構による実地検査</p> <p>○ 機構において、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています（法第14条、<u>P167</u>参照）。</p> <p>（略）</p>

【通し番号】 7－19

【改正箇所】 第9章第3節 実習実施者に対する指導監督

改正	現行
<p>第3節 実習実施者に対する指導監督</p> <p>○ 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第13条、<u>第4章第6節「報告徴収等（技能実習法第13条・第14条）」</u>参照）。</p> <p>○ また、機構や出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります（法第15条、<u>第4章第7節「改善命令等（技能実習法第15条）」</u>参照）。</p> <p>○ さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります（法第16条、<u>第4章第8節「認定の取消し等（技能実習法第16条）」</u>参照）。</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 実習実施者に対する指導監督</p> <p>○ 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第13条、<u>P166</u>参照）。</p> <p>○ また、機構や出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります（法第15条、<u>P168</u>参照）。</p> <p>○ さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります（法第16条、<u>P169</u>参照）。</p> <p>（略）</p>

【通し番号】 7－20

【改正箇所】 第9章第4節 監理団体に対する指導監督

改正	現行
<p>第4節 監理団体に対する指導監督</p> <p>○ 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第35条、<u>第5章第12節「報告徴収等（技能実習法第35条）」</u>参照）。</p> <p>○ また、機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります（法第36条、<u>第5章第13節「改善命令等（技能実習法第36条）」</u>参照）。</p> <p>○ さらに、一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります（法第37条第1項、<u>第5章第14節第1「許可の取消し等に関する事項」</u>参照）。</p> <p>○ なお、監理団体が、許可の取消事由（欠格事由を除く。）に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができます（法第37条第3項、<u>第5章第14節第2「事業停止命令に関する事項」</u>参照）。</p>	<p>第4節 監理団体に対する指導監督</p> <p>○ 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第35条、<u>P287</u>参照）。</p> <p>○ また、機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります（法第36条、<u>P288</u>参照）。</p> <p>○ さらに、一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります（法第37条第1項、<u>P289</u>参照）。</p> <p>○ なお、監理団体が、許可の取消事由（欠格事由を除く。）に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができます（法第37条第3項、<u>P289</u>参照）。</p>

【通し番号】 8

【改正箇所】 参考様式第 1-14 号（規則第 8 条第 13 号関係）

改正	現行
1. 雇用契約 実習実施者（住所： ） (以下「甲」という。) と 技能実習生（候補者を含む。) (以下「乙」という。) は、 以下の「2. 雇用条件」に記載された内容 に従い、雇用契約を締結する。 本雇用契約は、乙が在留資格「技能実習 1号」 <u>の上陸許可を受けたこと及び法令上</u> <u>技能等に係る業務に従事させる期間より前</u> <u>に行われるべき入国後講習を終了したこと</u> <u>を条件に、雇用条件書に記載の雇用契約の</u> <u>始期が到来したこと</u> をもって効力を生じる ものとする。 雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用 契約の始期と終期）は、乙の入国日が入国 予定日と相違する場合は、実際の入国日に 伴って変更されるものとする。 <u>甲乙双方は、</u> <u>乙の在留資格に係る審査結果を互いに共有</u> <u>することとする。</u> (略)	1. 雇用契約 実習実施者（住所： ） (以下「甲」という。) と 技能実習生（候補者を含む。) (以下「乙」という。) は、 以下の「2. 雇用条件」に記載された内容 に従い、雇用契約を締結する。 本雇用契約は、乙が在留資格「技能実習 1号」 <u>により本邦に入国して、技能等に係</u> <u>る業務に従事する活動を開始する時点</u> をも って効力を生じるものとする。 雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用 契約の始期と終期）は、乙の入国日が入国 予定日と相違する場合は、実際の入国日に 伴って変更されるものとする。 <u>(追加)</u> (略)
2. 雇用条件 I. 雇用契約期間 1. 雇用契約期間 (略) 2. 契約の更新の有無 <u><input type="checkbox"/> 自動的に更新する</u> <u><input type="checkbox"/> 更新する場合があり得る</u> <u><input type="checkbox"/> 契約の更新はしない</u> <u>※ 更新の有無を「更新する場合があり得る」とした場合の更新の判断基準は以下のうちチェックされた項目のとおりとする。ただし、技能実習計画を終了するまでは原則として更新する。</u> <u><input type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量</u> <u><input type="checkbox"/> 技能実習生の勤務成績、態度</u>	2. 雇用条件 I. 雇用契約期間 1. 雇用契約期間 (略) 2. 契約の更新の有無 <u><input type="checkbox"/> 契約の更新はしない</u> <u><input type="checkbox"/> 原則として更新する</u> <u>※ 会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。</u>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>技能実習生の業務を遂行する能力</u><input type="checkbox"/> <u>会社の経営状況</u><input type="checkbox"/> <u>従事している業務の進捗状況</u><input type="checkbox"/> <u>その他（ _____ ）</u> | |
|--|--|

【通し番号】9

【改正箇所】参考様式第1－19号（規則第8条第17号関係）

改正

参考様式第1－19号（規則第8条第17号関係）

（日本産業規格A列4）

A・D

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 入国後講習中の待遇

1 講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給額・支給内容） ） <input type="checkbox"/> 無
	②備考	
2 食費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） ） <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） ） <input type="checkbox"/> 無
	③備考	
3 居住費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） ） <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） ） <input type="checkbox"/> 無
	③形態	<input type="checkbox"/> 寄宿舎（寮） ・ <input type="checkbox"/> 貸貸住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	④名称	
	⑤所在地	〒 — (電話) — — —
	⑥規模	面積（ m ² ）、収容人員（ 人）、1人当たり居室 (m ²)
4 その他		

（注意）4欄は、1欄から3欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

4 その他の事項

（注意） 特記すべき事項がある場合に記載すること。

また、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合は、上記その他の事項に「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することができます。」と記載し、当該書類（参考様式第1-19号）及び別紙（参考様式第1-47号）を外国人技能実習機構へ提出する必要があります（運用要領第4章第2節第8「技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの」及び第10「技能実習生の待遇に関するもの」参照）。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生になろうとする者／技能実習生の署名

B・C・E・F

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

3 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

また、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することができる場合は、上記その他の事項に「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することができます」と記載し、当該書類（参考様式第1-19号）及び別紙（参考様式第1-47号）を外国人技能実習機構へ提出する必要があります（運用要領第4章第2節第8「技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの」及び第10「技能実習生の待遇に関するもの」参照）。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名

A・D

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 入国後講習中の待遇

1 講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給額・支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②備考	
2 食費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） <input type="checkbox"/> 無
	③備考	
3 居住費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） <input type="checkbox"/> 無
	③形態	<input type="checkbox"/> 寄宿舎（寮） <input type="checkbox"/> 貸借住宅 <input type="checkbox"/> その他
	④名称	
	⑤所在地	〒　— (電話　—　—　—)
	⑥規模	面積（　　m ² ）、収容人員（　　人）、1人当たり居室 （　　m ² ）
4 その他		

（注意）4欄は、1欄から3欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検

定等3級の実技試験の合格)を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

4 その他の事項

(注意) 特記すべき事項がある場合に記載すること。

(新設)

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

(申請者(実習実施者)との関係

)

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名

B・C・E・F

技能実習の期間中の待遇に関する重要な事項説明書

殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることができ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

3 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

（新設）

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係）

）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名

【通し番号】 10

【改正箇所】 参考様式第 2-1 号

改正	現行
<p>参考様式第 2-1 号（規則第 27 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>申請者の概要書 1～3（略） 4 その他特記事項 (略) (削除)</p>	<p>参考様式第 2-1 号（規則第 27 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>申請者の概要書 1～3（略） 4 その他特記事項 (略) <u>(注意)</u> <u>入国後講習を実施する施設を確保している場合は、講習実施施設の施設名、所在地、連絡先を記載すること。</u></p>

【通し番号】 11

【改正箇所】 新設（参考様式第1-47号（規則第10条第2項第2号関係））

改正

参考様式第1-47号（規則第10条第2項第2号関係）(日本産業規格A列4)
A・B・C・D・E・F

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について

1 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点について

あなたは今回の技能実習において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがあります。実習実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守つて技能実習を行うほか、実習実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

技能実習の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

2 労災保険給付について

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険給付については、技能実習生が母国に帰国した場合であっても請求することができます。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

(申請者（実習実施者）との関係)

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

年 月 日

技能実習生になろうとする者／技能実習生の署名

現行

(新設)